

令和元年度第3回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：令和元年8月5日（月）午後7時から午後8時40分まで

場 所：ハートピア京都4階 第4・第5会議室

出席委員：安保千秋、岡美智子、川北典子、土江田雅史、山本奈未（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【天川保育内容向上課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、令和元年度第3回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育内容向上課長の天川と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力お願いいたします。

また、傍聴の皆様には御案内申し上げます。会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為が認められた場合は、京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第5条に基づき、退場を命じることがありますので、あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいたしますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、5名の委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、まず、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項の確認結果について』、

2点目が『保育所に係る審査及び児童館に係る審査の配点バランス』

3点目が『京都市聚楽保育所保護者意見書（抜粋）』、

4点目が『令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）』

5点目が『令和元年度第2回京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会 資料2「聚楽保育所の保護者アンケートの結果」の（別紙2）追加資料』となります。不足等はありませんでしょうか。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部会長、よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは、以後、私の方で進行させていただきますので、御協力どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、前回の選定部会でいただいた聚楽保育所保護者の意見を踏まえて募集要項（案）の審議を進めていきたいと思います。

まず審議に先立って、前回の選定部会において、本日の選定部会で結果をお示しいただくことにしておりました、児童館部分の募集要項（案）について、指定管理者選定委員会の委員の方の御意見をいただけますでしょうか。お願いします。

【小谷放課後児童育成担当課長】

第1回本選定部会での安保部会長の御意見を踏まえ、本件募集要項（案）の児童館部分の内容について、京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会の委員に対し意見を求めました。その結果について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

内容の確認をお願いしたのは、京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会の現委員長の大東貢生様でございます。

結果ですが、読み上げさせていただきます。

貴選定部会において審議を行われている「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項」における児童館に関する部分（以下「当該部分」）について、京都市子ども若者はぐくみ局指定管理者選定委員会において審議した「令和元年度京都市児童館指定管理者募集要項」に則した内容となっているかについて確認を行いました。

当該部分の記述をみると、指定管理者と事業の受託者という差異から当然に生じる形式的な文言変更や受託者選定の際には明らかに必要のない事項の削除が行われています。しかし、あくまで「令和元年度京都市児童館指定管理者募集要項」の審査項目及び基準の趣旨を損なうことなく、①運営実績に基づき申請法人等の子育て支援施設を運営する能力を有することを確認し、②事業計画に基づき申請法人等の子育て支援に関する考え方を反映し実施しようとする事業などの内容を確認し、審査しようとする内容となっております。

よって、当該部分は、「令和元年度京都市児童館指定管理者募集要項」に則した内容となっており、これを用いて審査を行えば、指定管理者と同様に、受託者として適切な法人等を選定できるものと考えられます。

という結果を頂戴しております。

つきましては、事務局といたしましては、本募集要項（案）の児童館部分については、本日お配りしております内容で募集したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

ありがとうございました。ただ今説明していただきましたとおり、指定管理者選定委員会の委員からの御意見をいただいたところ、児童館部分については、募集要項のとおり募集し、審査を行っていけば、指定管理と同じレベルでの選定を行うことができるということを御意見としていただきました。

ただ、私ども市営保育所移管先選定部会の委員は、児童館について、指定管理者の

選定に係る審議はしておりませんでしたので、可能であれば児童館部分の審査の際に、現在・過去を問わず指定管理者選定に関しての経験を有している方にこの部会に加わっていただければ、より審査も充実するかと思います。委員の皆様にも御意見を伺いたいと思いますが、事務局の方はいかがですか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

人選については、検討させていただく必要があると思いますが、可能であると考えております。

【安保部会長】

委員の皆様はいかがですか。よろしいでしょうか。

特に異議はございませんでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、人選の方は京都市で検討していただくこととし、よろしくお願いします。

では、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。募集要項（案）の審議ですが、まず、前回の選定部会で審議できなかった点で、今回に持越しとなっております事項から審議してまいりたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

資料2 保育所に係る審査及び児童館に係る審査の配点バランスについて御説明をさせていただきます。資料につきましては、前回の配布資料と同内容のものでございます。

第1回選定部会では、保育内容の評価が低い場合でも、児童館を運営していれば、児童館に係る審査において高評価になり、結果的に総得点が高くなる。児童館の審査においてのみ、運営実績があれば優遇されるという基準で、単純に得点を合計してよいものかどうか心配していただいた御意見や、保育所と児童館で別々に審査したものを、最終的に合算し、1つの評価として選定することに対し、不安があるといった御意見をいただきました。

最初に裏面を御覧ください。

いただいた御意見も踏まえまして、事務局で検討を行いました。

参考といたしまして、各々の配点を同等にした場合のイメージを記載しております。

例1の場合は、保育所に係る配点を100点、児童館に係る配点を100点、計200点満点とした場合でございます。

保育所に係る審査につきましては、150点満点に換算する前は合計236点でございますが、これを100点に換算することにより、保育所に係る審査の点数が更に

圧縮され、保育所部分の評価が低くなります。

また、例2の場合は、保育所に係る配点を150点、児童館に係る配点を150点、計300点満点とした場合です。

児童館に係る審査につきましては、100点満点に換算する前は合計102点でございますが、これを150点に換算することになるため、児童館に係る審査の点数の比重が大きくなり、児童館部分で高評価の申請者が更に有利になります。

いずれの場合におきましても、現状よりも保育所に係る審査の比重が低くなることから、配点を同等にすることは望ましくないと考えております。

表にお戻りください。

このため、事務局案としては、現状どおりで進めてきたいと考えております。

理由といたしまして、児童館に係る審査において、児童館の運営実績の有無を考慮する審査項目は1つのみであり、その点数も最高で4点であることから、児童館の運営実績があることのみをもって、保育所に係る審査の低評価を補えるものではないと考えます。

また、最終的に1つの評価として選定することにつきましては、まず、運営実績の審査においては、保育所部分は保育所そのものの運営能力を実績を通じて評価しており、児童館部分は保育所を含め子育て施設を運営できる能力の有無を評価しているものであり、いずれも子育て支援施設を運営する能力を確認するという意味で同趣旨の審査をするものであります。

次に、事業計画の審査においては、いずれも申請者の基本的な保育・子育て支援に関する考えが反映された子育て支援施設の運営方針を確認するという意味で同趣旨の審査をするものであります。

以上の2点から、最終的に1つの評価として選定することについては、支障はないものと考えております。

説明は以上でございます。

【安保部会長】

事務局から説明をいただきました。この点については、第1回選定部会においても色々と御意見をいただいたところであり、委員の皆様も再度考え直していただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

保育所に係る審査の点数配分に関しては、今までから考えてきたところであり、この点数配分だと考えており、児童館とのバランスについて、同等にする案も示していただきましたが、事務局での再検討の結果、事務局の案でバランス良く審議できるかなとも考えているところです。

【川北委員】

前々回において、児童館の運営実績によって保育所の点数に大きな影響がある場合、心配である旨発言させていただきました。児童館の運営実績に係る審査項目が1つだけで満点が4点であり、大きく評価を左右するものではないということについては、ある程度納得できたと思います。

児童館の審査と保育所の審査を同じ土俵で行い、合算する点については、まだ少し疑問があります。

【岡委員】

児童館の運営実績が最高でも4点であることを考えると、納得できると思います。ただし、市営保育所をどのように引き継いでくれるかを見ていきたいと思いますが、児童館部分の審査が書面審査のみで、児童館部分は保育所を含め子育て施設を運営できる能力の有無を評価するという部分に少し分からないところがあります。基準の部分について、何をもって審査するのか曖昧なままでよいのかという気がしました。

【土江田委員】

複合的な配点を考えなくてはならないケースはあることなので、決して2つの施設運営を一緒にするからやりにくいというわけではないと思います。何らかのバランスを合意のもとで決定することは良いと思います。100点と150点になっていますが、100点と200点という案はなかったのでしょうか。そうした場合のデメリットやアンバランスなど事務局で考えられたのであれば、教えていただきたいです。

【村上公営保育所業務推進課長】

100点が保育所、200点が児童館ということでしょうか。

【土江田委員】

逆です。保育所が200点、児童館が100点です。

【小谷放課後児童育成担当課長】

色々な考え方ができると思いますが、保育所150点、児童館100点というのは、児童館に実地審査がないから50点少ないということになってございます。

そういう意味で申し上げれば、書面審査は100点对100点でイコールなので、ある意味でバランスが取れている、一定の合理性はあると考えているところです。

【安保部会長】

御意見が割れているところです。事務局案を説明していただきましたので、次回に再度持ち越して審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

保育所の基本事項も十分に審議したいことから、ここで時間を取ることができませんので、次回に持ち越して審議したいと思います。

では、続いて、前回聚楽保育所保護者会の方から意見書をいただき、本日も資料3として抜粋の形で添付していただいております。また、補充という形で本日付けで整

理した資料もいただいております。これから募集要項（案）について審議してまいりますが、その前に事務局から進め方と資料5について、説明していただきたいと思います。お願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

前回の意見交換におきまして、保護者の方から、申請資格や移管後の運営に係る基本事項における施設長、保育士の要件などにつきまして、不安な思いや意見を中心に説明していただきました。

このため、本日は、前回お聞きしていなかった項目から審議していただきたいと思います。前回の選定部会でもお話しましたが、保護者意見に対する委員の皆様や事務局の解釈が保護者の思いと異なっている場合につきましては、本日傍聴者意見票に記載していただき、お帰りの際に事務局に提出していただきますようよろしくお願いいたします。なお、本日提出された御意見のみとしますので、御意見がある場合につきましては、必ず提出していただきますようお願いいたします。

次回につきまして、申請資格や移管後の運営に係る基本事項における施設長、保育士の要件等について審議していただきたいと思います。また、傍聴者意見票で、保護者から意見の解釈についての指摘があった場合、該当する項目についても改めて審議していただきたいと思いますと考えております。解釈が異なっている場合のみ審議していただくものでございまして、要望が反映されなかったからと言って再審議するものではございません。

続きまして、資料5の説明をさせていただきます。聚楽保育所の保護者の方から、前回の資料2のアンケートの一部が漏れていると御連絡いただきました。事務局で確認しましたところ、本日資料5として添付させていただいております内容が漏れていました。大変申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

【安保部会長】

そうしましたら、進め方として、申請資格や移管後の運営に係る基本事項の施設長、保育士の要件については、色々御意見をいただいているところであり、経験年数等について慎重な議論が必要ですので、次回にさせていただき、今回はそれ以外について、審議をさせていただきたいと思います。

本日の審議の前に、岡委員から、前回の保護者との意見交換における御発言について、補足説明があると聞いておりますので、お願いできますでしょうか。

【岡委員】

前回の意見交換会におきまして、「障害者差別解消法が2016年4月1日に施行され、昔のように、「障害児は受け入れられません。」といったあからさまな拒否はないと思いますが。」ということを申し上げましたが、意見が遮られてしまい、そのまま進んでしまいましたので、誤解があるかもしれないと（中断）

【傍聴者】

遮っていませんよ。

【安保部会長】

すみません。委員が発言しておりますので、傍聴者の方は御意見やめてください。

【岡委員】

「実際は差別に当たります。」の続きが、まだありました。そこで遮られてしまいましたので、誤解があるかもしれないと思ひまして、補足させていただきます。

今、受入れを断られている方をそんなにたくさん把握しているわけではありませんが、断られ方として、「うちの保育園はお子さんの障害をみる能力を持っておりません。このまいうちの保育園で保育してもお子さんにとってプラスにならないと思います。そういう力のある保育園に行くことをお勧めします。」といったような言い方をされると聞いています。しかし、それはやはり差別に当たります。その保育園は、現状から何の努力もしようとせず、断るわけですから、差別に当たります。こういう意見を言おうといたしましたが、その直後に保護者の方から、障害者差別解消法ができた後のことだと思いますが、それでもこのようなあからさまな差別があるということ伺い、そういうことであれば、大きな問題であり、差別に当たりますので、聚楽保育所の問題とは別に、障害者差別解消法に基づく事例として、相談された方が良いのではないかとおられました。私も、今もって差別が続いているのだと実感いたしました。

【安保部会長】

前回の審議の進め方について、岡委員の発言が途中で終わりましたが、続けて発言していただかず、進行のミスがあり、大変申し訳ございませんでした。

それでは、審議に入りたいと思います。

審議の進め方につきまして、まず、資料4「保育所編」の10ページ、移管後の運営に係る基本事項を見ていただけますでしょうか。

資料3「聚楽保育所保護者意見書」の11ページからまとめていただいております項目と、保護者意見を整理していただいております補充書面の別紙を参照しながら、資料4「保育所編」の10ページの移管後の運営に係る基本事項について、審議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に審議させていただきたいのが、基本事項として新設して欲しいという項目で、「名称」になります。聚楽保育所という名前を残して欲しい、名前を変更しないことと御意見をいただいているところでございます。

事務局の方で、これまで何度か説明していただきましたが、移管後の保育所の名称については、どのように決められておりましたでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

移管後の保育所の名称につきましては、法人で決定していただきました。ただし、

三者協議会におきまして、例えば、候補がある場合、保護者から御意見を伺ったり、地域に根差した保育所として、地域の名称が保育所名になっていることに法人が理解を示していただき、保育所を保育園に変更するだけで名称が決定されていたりといった事例がございます。移管当初の乳児保育所、また吉祥院保育所が青い空保育園になるなど全く違う名称になることもありましたが、法人がほかの園も運営されておりましたので、法人の考えのもとで名称を決定されたこともございます。直近の移管園につきましては、基本的に「保育所」が「保育園」に変わる形での名称決定になってきております。

【安保部会長】

現状についてお伺いしました。基本事項にその点を採用するかどうかについて、御意見はいかがでしょうか。

【土江田委員】

保育の質を保つための条件を整える方に重きを置くべきかと思います。確かに、情緒的には、「聚楽」という名前が消えることに対しては、寂しい思いがあるといったことをお考えになるかもしれませんが、全体の中で別の角度から議論したいと考えておりますので、わざわざ拘束する必要まではないと思います。

【山本委員】

同じ意見です。

【川北委員】

保育所を地域の宝として考えてこられた状況を踏まえますと、名前は非常に大事だと思います。変更しないことという形で基本事項に新設することまではしなくとも、保護者の思いや意見が移管先法人にきちんと伝わる方法について、どこかで担保しておくべきかと思います。保護者が「聚楽」という名称を残して欲しいと思っておられるという点について、伝えていかなければならないと考えています。

【安保部会長】

保護者の御意見については、募集要項に保護者のページという形で記載していただくことになっており、我々としましても、プレゼンテーション審査におきまして、保育所の想定される名称や意図をお伺いすることも可能だと思いますので、他に御意見なければ、基本事項には入れないこととしますが、いかがでしょうか。

【岡委員】

砂川保育所も「●●砂川保育園」という合体した名称になっていましたので、そういう形であれば、双方の思いが通じる名称になるのかと感心していました。基本事項に入れずに、保護者のページに記載していただく方が良いと思います。

【安保部会長】

基本事項には入れませんが、保護者の方が長年の愛着やお子さんが成長されたということで要望されているということについては、よく分かりますので、プレゼン審査等で直接お伺いしたいと思います。

次に、定員と運営にまいります。

保護者からの御意見として、認定こども園として運営するのではなく、保育所として運営することとし、さらに認定こども園への移行については全保護者の同意を得ることという条件を入れて欲しいという御意見がございました。

この点について審議したいと思います。まず、こちらからお伺いしますが、保育所から認定こども園に移行した際に保護者が受ける影響や、保育所から認定こども園に移行される際の具体的な手続きについて、事務局から説明をお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

手続きにつきまして、現在、いくつか保育所から認定こども園に移行された施設がございます。保護者の方が主張されているとおり直接契約になりますので、利用契約書を締結していただきます。併せて、改めて重要事項説明を行い、同意していただければ、サインしていただくといった2つの手続きを踏むことになります。

移行の手続きについては、保護者の同意が必要というわけではなく、認可の手続きを踏んで認定こども園に移行していただくことになります。

【安保部会長】

認定こども園に移行した場合、保護者にとってのデメリットなど保護者への影響はどのようなものがあるのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

保護者アンケートにおいて回答させていただいている部分もありますが、先ほど説明しましたとおり直接契約になることから、保育料の支払いについて、市から法人に変更になるという違いがございます。しかしながら、認定こども園への監査や利用調整などにつきましては、保育所と同様に実施されることになっておりますので、認定こども園に移行したからと言って、京都市としての責任が後退することではなく、移管後も関わっていくことになります。

また、認定こども園として運営することによって、1号認定の子どもも受け入れることができますので、保育所を利用されている児童の保護者の方が離職等によって保育要件を満たさなくなった場合であっても、1号枠に振り替えることにより、退所することなく保育を継続することができるといった利用者にとってのメリットも大きいと考えております。デメリットとして、認定こども園につきましては、上乗せ徴収が可能となっておりますが、移管に当たりましては、負担が増えることにつきましては、認めておりませんので、現在入所されている方については、特段デメリットはないと考えております。

【川北委員】

全国的に見れば、認定こども園化を進めていくことは国の方針とも見れますが、京都市はまだ少ないですね。

【村上公営保育所業務推進課長】

幼保連携型認定こども園で、35～6箇所ございます。

【川北委員】

これからは認定こども園が多くなり、保育教諭という名称で働くことになるので、大学で保育士と幼稚園教諭の資格両方が必要になると指導しています。おそらく、これからも認定こども園化が進んでいくと思います。

村上課長がおっしゃったように、市が運営に関して全く責任を持たないということはないと認識しております。

一時期、認定こども園にならない施設は、補助金などもないといった脅しのような話がありましたので、全国的な情勢も踏まえる必要があると思います。

デメリットは上乗せ徴収の部分だけで、その点をクリアできれば、ほぼデメリットはないという御説明でしたので、認定こども園が良い、移行しなければいけないというわけではありませんが、状況に応じて認定こども園化することを制限することはできないと考えます。

【山本委員】

認定こども園になると、どのような上乗せ徴収があるのですか。

【長谷川幼保企画課長】

代表的な例として、体操や音楽、英語、美術といった専門家を招いてプログラムを実施する場合の講師費用などがございます。

【土江田委員】

保育園では、上乗せ徴収はないのですか。

【長谷川幼保企画課長】

保育園でもございますが、保育園の場合、あらかじめ市に書類を提出していただくという手続きがございます。

【安保部会長】

基本的には、保育所であろうが、認定こども園であろうが、市の保育内容を引き継いでいただきます。認定こども園化について、基本事項として制限するかどうかになりますが、川北委員は必要ないという御意見でした。他の委員はいかがでしょうか。

【岡委員】

お稽古ごとやお勉強ごとなどがどんどん入ってくるのが、認定こども園であり、遊びを中心とした保育所のような認定こども園の運営に対して、圧力がかかるといったことはないのでしょうか。

【長谷川幼保企画課長】

当然ございません。

【岡委員】

そういうことであれば、規定しなくてもよいのではないかと思います。

【安保部会長】

保育内容の項目において、現在市営保育所が実施している保育内容を尊重し、保育運営を行うこととしており、「市営保育所 保育のガイドライン」も参照していただくことと規定しております。市営保育所の保育内容を引き継いでいただくことを条件にしておりますので、基本事項には入れないということによろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、定員・運営の項目は変更しない形で進めたいと思います。

次に、費用負担の項目であり、この点につきましても、過去に保護者の方からは、費用負担の増額に対して御懸念をいただいております。原案のような基本事項にしているところです。

この点に関して、聚楽保育所保護者の意見としては、「移管後に入園した児童についても、移管日の前日の在所している児童と異なる費用を求めないこと」、「やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を認める場合は、全保護者に意向調査を行い、一部でも反対がある場合には実施しないこと」という項目の追加について御意見をいただいております。

【土江田委員】

これまで移管後に入園した児童については、どのような取扱いになっているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

移管後に入所される児童につきましては、入園前に費用負担についての説明を受けていただき、新たな費用を負担されている方もおられます。移管後に入所される児童につきましては、法人にお任せしており、我々としては、移管前に入所されている方の負担について、交通費等若干変更があるものもありますが、基本的に卒園まで変更しない形で対応していただいているところです。

【安保部会長】

移管前に入所されている児童について、卒園まで現状を維持されることが前提です。これまでに移管した保育所において、移管前から入所されている児童と移管後に入所された児童との間で費用が異なる場合もあったと思いますが、そのことでトラブルになったり意見をいただいたりしたことはありますでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

トラブルになったという話まではお聞きしておりません。保護者間で不公平感があるといった御意見を伺うことはあります。これまでからも事実そうっており、本市としてはやむを得ないと考えております。本市においても、過去に独自サービスを見直したことがあり、年度途中で整理したことにより、入所時期によって負担が異なるといったケースは生じている状況でございます。

【土江田委員】

費用が安い方が良いのは当然ですが、入園前に説明を受け、納得されたうえで入園されるという前提に立てば、法人の運営に任せられるのが良いと思います。

【山本委員】

保護者の立場としては、費用に関わることなので、入園前にきちんと説明をしていただき、保護者も納得されたうえで、入園を決定されるのであればよいと思います。

【川北委員】

費用負担とは、例えばどんなものがありますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

在園児の方にも関係しますが、交通費であれば、京都市保育園連盟のバスを使用することにより、負担が増えることがあります。入所時期によって、差が生じる項目として、主食費について、市営保育所では1,100円としていますが、移管後に入園された方は負担額が違うといったこともあります。新入児から指定靴を導入したいという法人があり、保護者と調整した事例もございます。

【川北委員】

在園児については、卒園まで現状維持ですので、新入園児について新たな負担を導入する場合、入園時に説明を受け、納得のうえで導入されるのが大前提かと思います。

【安保部会長】

新たに入園される児童については、十分に説明されるべきかと思いますが、保護者の方が心配されている点でもありますので、追記するとすれば、「移管後に入園した児童について、費用負担が違ったとしても、保育等については十分配慮し、負担額によって取扱いに差を設けないこと」といった表現になるかと思いますが、保育として

は当然のことなので、追記することが適当でしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

保護者間に負担額の差が出ることで、不公平感が生まれることを心配されており、負担額の差によっていじめられるのではないかという不安の声も過去に聞いたことがございますが、保育園が費用の負担額によって保育に差を設けることはないと思っています。

【安保部会長】

例えば、「移管後に入所した児童について、費用に差が生じる場合は十分配慮すること」といった表現で追記する形をお願いできないでしょうか。

そもそも保育料に差がある中で、保育については平等にされているかと思いますが、保護者の方が心配されている点ですので、追記していただければと思います。

表現については、検討させていただきます。

続いて、原案では、やむを得ず移管前の費用以外の費用を求める場合は三者協議会において協議したうえで実施することとなっている点について、変更の必要はあるでしょうか。

保護者意見では、「全保護者に意向調査を行い、一部でも反対がある場合には実施しないこと」となっておりますが、いかがでしょうか。

【土江田委員】

この項目については、移管前に入所されている児童も含めてということですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

基本的に移管前に在所している児童に関する基本事項になっています。先ほど御説明しましたバスの利用による交通費増などにおいても、事前に説明していただいたうえで利用していただいています。本項目については、対象が全員となっていますので、移管前に入所されている児童の全保護者に意向調査をすることになるかと思っています。

【土江田委員】

そういった意見を調整するための三者協議会かと思っています。アンケートを取られることについては、保育園の姿勢として実施されることは良いことかと思いますが、意思決定の機関としては、三者協議会が担う方が明確になると思います。

【安保部会長】

現状では、やむを得ず負担を増額する場合は三者協議会で協議していただくことになっていますが、それ以上の条件を付ける必要はないでしょうか。

【傍聴者】

解説を読んでください。

【安保部会長】

特に御意見なければ、今までどおりとしますが、よろしいでしょうか。

【川北委員】

例えば、新たな費用徴収がある場合、保育内容に関わってくることがかと思ひます。保育内容あるいは保育方針が変わり、新たな費用負担が生じるものだと思いますので、そのこと自体を三者協議会で協議するべきと考えます。

【安保部会長】

では、この点については、現状のまま変更なしで進めます。

次に、職員についての項目でございますが、施設長や保育士などの要件については、慎重な議論を要しますので、次回に審議したいと思ひます。

続いて、引継ぎ・共同保育の項目でございます。

保護者からいただいている意見では、「原則週1日」などの表現を「週1日以上」などに変更する点、園長予定者の1月から3月の引継ぎについて、「原則週2.5日」となっているところを「原則週5日」に変更する点、引継ぎ・共同保育に参加した職員が早期に退職した実例を踏まえ、各クラス1名の担任予定者に加え、乳児クラス・幼児クラス各1名の参加が必要という点、引継ぎ・共同保育に参加した職員は移管後6箇月間は勤務を継続して欲しいという点、引継ぎ・共同保育における勤務については、引継ぎ・共同保育開始前の勤務シフトを踏襲すべきという点、臨時的任用職員については、現状と同等またはそれ以上の条件で勤務させるべきという点で御意見いただいております。

こちらについて、御意見はいかがでしょうか。

【山本委員】

これまでに移管した保育園においては、実際どれくらい引継ぎに来ていただけたのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

これまでににつきましては、募集要項（案）に提示させていただいている期間で来ていただいておりますが、法人の善意により、余裕があれば、余分に来ていただいたような状況であり、必ずしもコンスタントに週2日などで来ていただいた状況はございません。また、法人職員の主となる勤務先もございますので、基本的には週1日来ていただき、追加で月に1日2日来ていただくことがあるかどうかといった状況でございました。

【安保部会長】

園長について、1月から週2.5日になっています。他の予定者と比べると、日数

が少ないこととなりますが、過去の実績に基づき、変更したと思いますが、御説明をお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

当初、園長予定者につきましても、主任予定者と同様に週5日になっておりましたが、引き継ぐ内容に対し、週5日では十分過ぎるという意見が各所長や法人からございましたので、実態に合った日数を設定させていただいております。

各クラスの担任予定者につきましても、当初は1月から3月のみとしておりましたが、前倒しで来ていただいたことによって引継ぎが円滑に進んだ状況を踏まえ、変更したものでございます。

各々の実態に合った日数の設定になっております。

【安保部会長】

「原則週1日」と記載されていますが、「原則」という表現については、例えば年末年始や行事など、必ず週1日が難しい時期もあるため、「原則」という表記を用いていると思いますが、よろしいでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

そのとおりです。

【安保部会長】

基本事項に記載してしまえば、違反した際に問題となりますが、年末年始は休んでいただくことになるので、必ず週1日とすることは難しいと思います。年末年始など、必ず週1日来ていただくことができない例外的な場合を踏まえての「原則」という表現ですので、何か注釈を加えていただくとともに、週1日以上来ていただくことは問題なく、過去にも事例があるようなので、「原則週1日以上」という表現に変更するというのは、いかがでしょうか。「原則」の表現については、誤った解釈を避けるため、年末年始や行事等でやむを得ず勤務できない場合を想定していることが分かるように注記しておき、それ以外の例外を認めないという形でいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

園長予定者について、週2.5日を週5日に変更するという御意見をいただいておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

【川北委員】

園長については、事務局から説明していただきましたので、「週2.5日以上」として、こちらにも「以上」を追記していただければよいですが、園長よりも実際の保育に当たる主任保育士の「週5日」の方が重要と思います。

【安保部会長】

園長予定者も「週 2. 5 日以上」とすることでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

引継ぎ・共同保育に参加した法人職員の中で、その後退職された事例は実際にあったのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

乳児保育所の移管では（中断）

【傍聴者】

飛んでいますよ。1 個項目飛んでいますよ。

【村上公営保育所業務推進課長】

移管後に（中断）

【傍聴者】

項目が飛んでいますよ。

【村上公営保育所業務推進課長】

移管後に退職された方がいらっしゃいました。

平成 27 年度以降の移管では、移管 2 年目以降の異動等はありませんでしたが、移管年度に退職されたことはなく、事例としては、平成 26 年度の移管のみでございます。

【安保部会長】

保護者の御意見・御要望はよく分かります。せっかく引継ぎ・共同保育に参加されても、退職されれば、保育が引き継がれないのではないかとということですが、職員の方も出産や予期せぬ介護などで急に辞めざるを得ないこともありますので、退職を制限することは難しいと思います。記載するとすれば、「移管後やむを得ない場合を除き、原則 6 箇月以上従事すること」という形になると思います。引継ぎ・共同保育に従事された方にも色々な事態が想定されますが、退職を制限することは難しいと思うので、今の形で追記するのはいかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、「引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も原則 6

箇月以上，当該保育所で保育に従事すること」という記載でよろしいでしょうか。

【傍聴者】

そのために，各クラス1名に加え1名以上参加をお願いしているのですが。

【安保部会長】

すみません。傍聴者の方，御発言をやめていただきたいと思います。

【傍聴者】

傍聴ではなく，意見を述べた者として申入れをしたいです。きちんと（中断）

【安保部会長】

審議をさせていただかないと，こちらの審議の時間が（中断）

【傍聴者】

説明を踏まえて，きちんとやっていただけませんか，審議を。きちんと申し入れます。我々が解説を付けているわけですから，それを踏まえて審議をお願いします。

【安保部会長】

御発言いただきましたが，その後の審議を進めたいと思います。

御意見いただいたことについて，御意見を伺いたいと思います。各クラス担任に加えてそれぞれ1名以上参加していただくことについて，御意見いかがでしょうか。

【川北委員】

もちろん不測の事態に対する保護者の不安は大きいと思います。可能であれば，増員していただく方が良いと思います。

【安保部会長】

保護者の御意見は，各クラスに1名に加えて，幼児クラス・乳児クラスそれぞれ1名以上ということですが，その点はいかがですか。

【川北委員】

乳児と幼児でそれぞれ保育の形態が違いますので，各クラス1名以上の増員について，できることであれば，叶えていただきたいと思います。

【安保部会長】

各クラスに1名以上ということですか。

【川北委員】

全体でという意味です。クラス担任に加えて，フリーの保育士が1名ずつという意

味です。

【岡委員】

川北委員の案について、現実的に可能であれば、それに越したことはないと思います。現実には、引継ぎ・共同保育に参加した職員が退職された事例において、その際にはどのように対応されたのですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

乳児保育所の移管の際ですが、移管後1年間市の職員が引き上げることなく、保育を伝えておりました。その後の移管において、退職がない場合は、順次市の職員を引き上げている状況です。状況によって、市の職員が残って、丁寧に引継ぎを行ってききました。

【土江田委員】

不測の事態に備えるためには手厚い体制の方が望ましいと思いますが、一方で民間保育園においては、経営が成り立つかも考える必要があります。経営が悪化することによって、保育の質や児童に影響があってはいけないので、望ましい形として記載するのはいかがでしょうか。

【安保部会長】

基本事項に記載すると、遵守する必要がありますので、望ましい形として記載するのはどうかという御意見ですが、川北委員はいかがでしょうか。

【川北委員】

もう少し強い表現にできないでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

この点につきまして、具体的には2名の方に移管前年度から来ていただくことになりますので、法人でも保育士の確保が難しく、また、引継ぎ・共同保育に来ていただく日数もクラス担任予定者と同様であれば、雇用の方法も難しくなります。

京都市としても現状よりも負担が増え、予算の確保も必要になりますので、事務局においても改めて考えたいと思います。

【安保部会長】

委員の御意見も分かれていますので、次回に再度審議したいと思います。

次に、引継ぎ・共同保育開始前日までの聚楽保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育を確保することという御意見をいただいておりますが、現状の引継ぎ・共同保育はどうなっていますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

現状につきましても、基本的に開始当初は8時30分から17時15分が多くなっていますが、早番や遅番のシフトも経験していただいて引き継ぐ必要があるので、勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育を実施している状況でございます。

【安保部会長】

勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育を確保することについては、現在も実施していただいているようなので、追記することとします。

次に、臨時的任用職員の雇用について、本人が希望した場合、現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務させることという風に変更して欲しいという保護者意見をいただいています。この点について、採用するかどうかは最終的には法人の判断かと思うので、採用を義務づけることはどうかとも考えていますが、いかがでしょうか。

【土江田委員】

当該職員よりも良い保育士の方がいらっしゃった場合、2名とも採用しなくてはいけなくなるので、ここまで拘束する必要はないと思います。現在、勤務されている方を全てに優先して勤務させるということまでは不要ではないかと考えます。

【山本委員】

本人の希望があれば、現状と同等またはそれ以上の待遇でということですが、必ずしもその保育士が十分な保育ができるとは限らないので、その場合、保護者の方も不安になったり、困ったりするのではないかと思います。

【安保部会長】

臨時的任用職員がどのような方かについては、市営保育所と言えども、色々な方がいらっしゃるので、という意味かと思いますが、現状の表現のままでよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、現状のままとします。

次に、引継ぎ・共同保育の項目のうち、市からの助言・要請に対して誠実に応じることに加え、確実に対応することと追記する御意見をいただいています。現在は、引継ぎ・共同保育において、市からの助言・要請に対してどのように対応されているのでしょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

基本的には、我々が関与させていただく内容については、法人も真摯に受け止めていただいております。できることとできないことがあると思いますが、基本的に法人には対応していただけており、誠実にも応じていただけております。

【安保部会長】

保護者の不安から御意見をいただいていると思いますので、どのような表現にするかですが、「助言があった際には、十分に対応するように」といった文章を考えさせていただき、追記する形でよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

では、続いて、職員の育成の項目でございます。

現在は、「市が指定する市営保育所職員研修に出席すること」ということで、研修内容を別添で添付しておりますが、新たに「職員に対して、計画的に保育等キャリアアップ研修を受講させること」を追記する御意見をいただいています。この点について、川北委員はいかがですか。

【川北委員】

キャリアアップ研修は、保育士の処遇改善とセットのように考えられていますので、当然受講しないといけないのですが、ただし、たくさんの研修が重なってしまうと、保育所運営にも支障をきたしてしまう可能性がありますので、現在の市営保育所職員研修と民間の保育士が受講するキャリアアップ研修について、京都市において見直し、質の向上を図っていくことを検討すればよいのではないかと考えます。

【安保部会長】

記載する表現としては、どのようにすればよいでしょうか。いまのところ、市が指定する市営保育所職員研修に出席することとしており、必ず出席していただくことになっておりますが、記載内容について御意見はございますか。

【川北委員】

例えば、京都市において、研修を見直していく可能性はありますか。

【村上公営保育所業務推進課長】

現在は、市の研修に民間園の職員にも参加していただく合同研修を増やしており、その一環としてキャリアアップ研修としても設定できる研修を増やしている状況です。ただし、市の研修を全てキャリアアップ研修に移行するという点については、いまのところ具体的に検討しておりません。

【川北委員】

記載内容については、検討させてください。

【安保部会長】

基本としては、市の指定する市営保育所職員研修を受講していただくとし、追加で受講していただくことについては、再度検討することとします。

次に、時間が過ぎておりますが、同項目なので、もう一つ御意見をいただいている箇所まで議論を続けたいと思います。

もう一つの御意見として、「自己評価チェックシート」等を用いて自らの保育実践を評価し、園長等との話し合い等を通じて保育実践に理解を深め、保育内容に関する認識を深めること、この自己評価を活用し、保育の質の向上や保育実践の改善を図ることといったことを追記するという御意見をいただいています。

この「自己評価チェックシート」について、京都市では活用されておりますでしょうか。

【天川保育内容向上課長】

はい、活用しております。自己評価チェックシートについては、乳児用と幼児用の2種類がございます。市の保育士も日々の保育の振返りが必要です。このチェックシートを活用し、前期の反省等において、自分たちの保育が子どもたちにとってどうだったかという点を含めてチェックしています。

また、移管先法人にも活用方法を伝え、内容を見ていただくようにしております。

【安保部会長】

市で活用されているのであれば、そのチェックシートを提供することについて、問題はありませんか。

【天川保育内容向上課長】

はい。

【安保部会長】

そうしましたら、表現は検討することとしますが、市営保育所を同様の方法で「自己評価シート」を活用することを追記したいと思いますが、いかがでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、終了時間が過ぎてしまいましたが、本日は職員の育成の項目まで審議しました。ただし、施設長・保育士については、次回に議論させていただくこととし、本日の議論で積残しもございましたので、その点については次回までに検討させていただくこととします。また、表現を検討することとした項目については、次回に決定したいと思います。

次回の議論についても、かなりの量になりますので、委員の皆様におかれましては、保護者意見書を再検討していただき、次回までに御検討いただきますようお願いいたします。その他に特になければ、本日の部会はこれで終了したいと思います（中断）

【傍聴者】

次回もし傍聴者意見票に書いたら、それはいついかされるのですか。

村上課長が言われた話が分からないのですが、傍聴者意見票を次回書いたら、いついかされるのですか。先ほど、誤解があったら傍聴者意見票に書いてとおっしゃいましたが、次回に回されたらいついかされるのですか。5回目があるのですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

先ほど説明させていただいた内容につきましては、現時点のものしか対応できないと思っておりますので、次回以降の取扱いについては、改めて事務局において検討いたします。

【傍聴者】

それはいつ発表されるのですか。いつ明らかにされるのですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

次回の選定部会までに検討させていただきますので、現時点では具体的な日時等について申し上げられません。

【傍聴者】

1番大事な施設長や保育士の条件について、今回全くされていないので、そこについて意見に齟齬がないようにしていただかないと困るのですが（中断）

【村上公営保育所業務推進課長】

時間ありませんので、閉会を進めさせていただきます。

【天川保育内容向上課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、令和元年度第3回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。

なお、傍聴者意見票の記入に時間がかかる場合、会場外で記入できるよう机を用意しますので、速やかに御退出いただきますようお願い申し上げます。